

鳥取市漁業近代化資金利子補給交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する漁業近代化資金（以下「漁業近代化資金」という。）に係る鳥取市漁業近代化資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）に対し、鳥取市補助金等交付規則（昭和43年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 利子補給金は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として交付する。

(利子補給金の交付対象者)

第3条 利子補給金の交付の対象となる者は、法第2条第2項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）とする。

(漁業近代化資金の借受対象者等)

第4条 漁業近代化資金の借受の対象となる者、利子補給金の交付の対象となる漁業近代化資金の種類、期間及び利子補給率は別表のとおりとする。

(利子補給契約)

第5条 利子補給金の交付は、市が融資機関との間に締結する利子補給契約によって行うものとする。

(漁業近代化資金貸付実行報告)

第6条 融資機関は、漁業近代化資金を貸し付けたとき又は貸付条件に変更があったときは、漁業近代化資金貸付実行報告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の額)

第7条 利子補給金の額は、前条の報告に基づき、毎年1月1日から12月31日までの期間における漁業近代化資金につき、第4条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高に対し、それぞれ当該利子補給率を乗じた額（1円未満は切り捨てる。）の合計額とする。

(交付申請及び請求)

第8条 利子補給金は、規則第11条の2の規定により、規則第4条に定める申請及び

規則第11条に定める請求に関する手続を併合し、様式第2号に次の掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 鳥取市漁業近代化資金利子補給事業計画実績書
- (2) 漁業近代化資金貸付実行報告書の写し
- (3) その他事業活用に関する証拠となる書類

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に定める補助事業等以外のすべての補助事業等に係る場合とする。

(実績報告)

第10号 利子補給金は、規則第12条ただし書の市長が指定する補助事業とし、実績報告書の提出を要しないものとする。

(利子補給金の打切り等)

第11条 市は、利子補給金の交付に係る漁業近代化資金を借り受けた者が、その借入れの目的以外の目的に使用したときは、利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(報告の徴収等)

第12条 融資機関は、当該融資機関の行った利子補給金の交付に係る漁業近代化資金の融資に関し市長が報告を求めた場合又は関係書類を調査させる必要があると認められた場合は、これに協力しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に気高町漁業近代化資金利子補給交付規則（昭和61年気高町規則第11号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年 1月19日から施行する。

この要綱は、平成20年 6月 5日から施行する。

この要綱は、令和3年10月20日から施行する。

別表（第4条関係）

漁業近代化資金の借受対象者：漁業を営む個人

漁業近代化資金の種類	期間	利子補給率
20トン未満の漁船及び機関の建造 若しくは取得又は改造	4年	貸付利率の2分の1以内とし、年1パーセントを上限とする。
化繊漁網の購入	3年	貸付利率の2分の1以内とし、年0.5パーセントを上限とする。
集魚用発電機、漁業用無線機及び魚群探知機等の購入	3年	貸付利率の2分の1以内とし、年0.5パーセントを上限とする。
水産共同利用施設の設置	4年	貸付利率の2分の1以内とし、年0.5パーセントを上限とする。
前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めた資金	3年	貸付利率の2分の1以内とし、年0.5パーセントを上限とする。

様式第1号（第6条関係）

漁業近代化資金貸付実行（変更）報告書

下記のとおり貸付実行（変更）しましたので報告します。

年 月 日
取扱金融機関

印

鳥取市長 様

貸付先	住所			
	氏名			
資金用途		貸付金額		
貸付条件	利率	年 パーセント		
	貸付実行日	年 月 日		
	据置期限	年 月 日		
	償還期限	年 月 日		
	支払期日	償還元金	残高	摘要

鳥取市長 様

申請人 住所
氏名
(自署の場合は押印不要)

鳥取市漁業近代化資金利子補給交付申請書兼請求書

年度において、下記のとおり鳥取市漁業近代化資金利子補給金の交付を受けたいので、鳥取市補助金等交付規則第4条の規定により申請及び請求します。

記

- 1 補助事業等の名称 鳥取市漁業近代化資金利子補給
- 2 補助金交付申請（請求）額
- 3 添付書類
(1) 鳥取市漁業近代化資金利子補給事業計画実績書
(2) 漁業近代化資金貸付実行報告書の写し
(3) 補助事業等の経過又は成果を証する書類

補助金が交付決定された場合は、下記の口座へ振り込んでください。

振込 口座	銀行・金庫 農協・組合	支店	1 普通 2 当座											
	口座 名義	フリガナ												